



Title	滋賀県長浜市方言における待遇表現形式の使い分け：面接調査による使い分けの意識から
Author(s)	酒井, 雅史
Citation	阪大日本語研究. 2014, 26, p. 87-112
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/50079">https://doi.org/10.18910/50079</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 滋賀県長浜市方言における待遇表現形式の使い分け 一面接調査による使い分けの意識から一

## The Use of Japanese Honorifics in the Nagahama City Dialect of Shiga Prefecture : As Seen in Interview Data

酒井 雅史  
SAKAI Masashi

キーワード：滋賀県長浜市方言、待遇表現、使い分け意識、形式の使用対象

### 要旨

本稿では、滋賀県長浜市方言の待遇表現形式の使い分け意識に関する調査結果から、(I) -(r)are-やirassjar-といった標準語形式は中心部のみで使用され、農村部では使用されないこと、(II) 標準語形式と同様に、-(ja)har-は中心部でのみ使用され、さらに女性のみが使用する形式であるといった地域差について指摘を行なった。また、(III) -(ja)Ns-は対者待遇に比べて第三者待遇で多く使用され、中心部においても用いられることや、(IV) -(ja)ar-も-(ja)Ns-と同様に対者待遇と比べると第三者待遇での使用が増加し、-(ja)ar-によって待遇される対象の範囲が広くなること、(V) -jor-は男性が第三者待遇で使用する形式であることなど、性差や運用の傾向について述べた。さらに、長浜市方言で用いられる待遇表現形式の使用対象についてまとめ、滋賀県甲賀郡八田方言および京都市方言における使い分けとの比較から、長浜市方言の待遇表現形式の意味・機能および運用のあり方が、第三者偏用の傾向をみせる形式がありつつも、対者待遇・第三者待遇ともに対人関係表示の機能を持っているといった点で両方言の中間的位置に位置づけられることについて述べた。

### 1. はじめに

滋賀県長浜市方言（以下、長浜市方言）には、-(ja)har-、-(ja)ar-、-naar-、-(ja)Ns-、-(r)are-、-jor-、φ、gozar-、irassjar-といった複数の待遇表現形式が存在する。滋賀県方言に関する先行研究にはこれら複数の待遇表現形式が用いられていることについては言及があるものの、その詳しい使い分けについてはほとんど触れられていない。待遇表現形式<sup>1)</sup>とは、話し手と聞き手・第三者の関係を表わすための言語形式である。筆者は、方言固有の待遇表現形式やその運用のあり方は、当該地域社会の独自性の表れであると考えている。なぜならば、

待遇表現は、個人それぞれの基準・規範に従って使用されているわけではなく、特定の社会における共通の基準・規範が共有されていないと待遇表現として機能しないからである。そのような方言の待遇表現形式の使用が活発である地域のひとつとして関西方言が挙げられるが、他の関西方言域ではほぼハルに一本化されつつある中で、なぜ長浜市方言においては未だ複数の形式が使用されているのかについて考える必要があると思われる。よって、本稿ではその足がかりとすべく、滋賀県長浜市をフィールドとし、待遇表現形式の運用に関する面接調査の結果から、待遇表現形式の使い分けについての記述を行なう。そして、長浜市方言における待遇表現形式の意味・機能と運用のあり方について、滋賀県甲賀郡八田方言・京都市方言の両方言と比較を行ない、長浜市方言において複数の形式が存在する一因について明らかにする。八田方言および京都市方言を取り上げるのは、両方言における待遇表現運用にまとまった記述があることに加えて、八田方言は同じ滋賀県内であること、京都方言は同じ関西方言の中でも中心的な方言とされており、かつ滋賀県方言への影響が強い方言であることが指摘されている点で、比較対象として適当であると判断したためである。

以下、本稿では2節で先行研究について概観したあと、3節で調査の概要について述べる。そして、調査結果のうち、4節で対者待遇について、5節で第三者待遇についてそれぞれ調査の結果を示し分析を行なう。6節で待遇表現形式の使用対象についてまとめたあと、長浜市方言の待遇表現形式の意味・機能と運用のあり方について八田方言・京都市方言との比較を行なう。7節はまとめである。

## 2. 当該方言で使用される形式

本調査でフィールドとしている長浜市方言の待遇表現形式については井之口(1951;1954)や井之口・福山(1952)、筧(1962;1982)などいくつかの先行研究があり、複数の待遇表現形式が使用されることについて指摘されている。これら先行研究で言及されている待遇表現形式のうち、長浜市において用いられる形式は以下(1)にあげた15形式<sup>2)</sup>である。これらの形式は、カタカナで記述されているが、本稿では(1)を含め先行研究におけるカタカナ表記を音韻表記に改めている。

- (1) -har-・-jahar-、-ar-・-jaar-、-r-・-rar-、-nahar-、-jas-、-rer-・-rarer-、-Ns-・-jaNs-、-jor-、-kusar-、-saras-

これらの形式のうち、-Ns-・jaNs-については、井之口・福山(1952)や筧(1982)では、同輩以下に対して使用することを指して「親愛の助動詞」とされている形式である。また、-jor-・-kusar-・-saras-は、井之口・福山(1952)や筧(1982)で「「行く」の卑称」「軽蔑

の助動詞」という記述がある。さらに、「第三者待遇で使用する」という記述もあるが、その詳しい使用状況は不明である。*-har-*・*-jahar-*、*-ar-*・*-jaar-*、*-r-*・*-rar-*、*-nahar-*、*-jas-*、*-rer-*・*-rarer-*は上位者に対して使用し、尊敬の意を表わすとされている。

しかし、長浜市方言については(1)にあげた待遇表現形式が存在することと先述のような大まかな特徴についての記述があるのみで、どのように用いられているかについての詳細は明らかとなっていない。また、次節で触れるが、長浜市方言は関西方言域にあって京都方言との連続性が指摘されつつも、複数の待遇表現形式を有する点で大きく異なる。

### 3. 調査の概要

#### 3.1. 調査地

調査地の長浜市は、滋賀県の北東部に位置する。2010年1月1日に旧長浜市、東浅井郡虎姫町、東浅井郡湖北町、伊香郡高月町、伊香郡木之本町、伊香郡余呉町、伊香郡西浅井

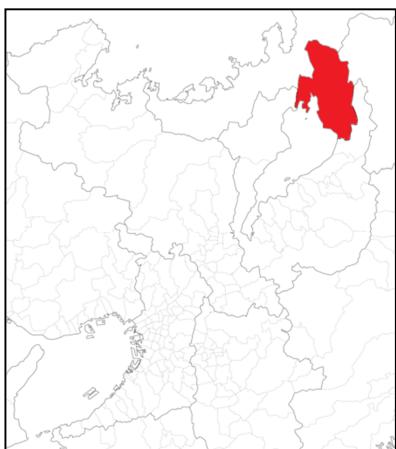


図1 滋賀県長浜市の位置

町の1市6町が合併し、面積539.48km<sup>2</sup>、人口124,498人、世帯数40,713世帯の現在の長浜市となった。

滋賀県方言は関西方言域に区画され、奥村(1961)によれば、滋賀県は福井県若狭地方と三重県伊賀伊勢地方を含めた東近畿方言に区画される。長浜市方言は木之本・長浜市を中心とする湖北方言域に区画されるが、滋賀県方言は地域差の大きい方言であるとされ、湖北方言のほかに、大津を中心とする湖南方言、彦根・近江八幡・八日市を中心とする湖東方言、今津を中心とする湖西方言の4つに大別される。長浜市を含む湖北方言はその中でもっとも特異な方言とされている。その大きな特徴として、滋賀県の他の地域と比べ京都方言的な特徴が薄く、アクセント・音韻などに北陸方言・中部方言との共通点がみられることが挙げられる<sup>3)</sup>。また、音声面に関する特徴として、[ai]、[oi]といった連母音がそれぞれ[akae](赤い)、[sroe](白い)というように[i]が[e]と発音されることや、無声子音に後続する[u]が無声化する傾向があることが挙げられる<sup>4)</sup>。文法面に関しては他の関西方言と同様であるとされているが、その中で待遇表現形式においては、先にみたようにほかの関西方言で使用される形式とともにそれ以外の複数の形式が使用される。

今回の調査で調査対象としたインフォーマントは現長浜市内生え抜きの人たちであるが、それぞれの生育地の特性に違いがある。すなわち、JR長浜駅から徒歩圏内の長浜の中心地で、商業をおもな生業としている地域と、中心部の周辺に位置し、農業をおもな生業とし

ている地域とに大きく分けられる。本稿ではこれらを「中心部」・「農村部」とし、インフォーマント ID では A (農村部)・C (中心部) として示す。

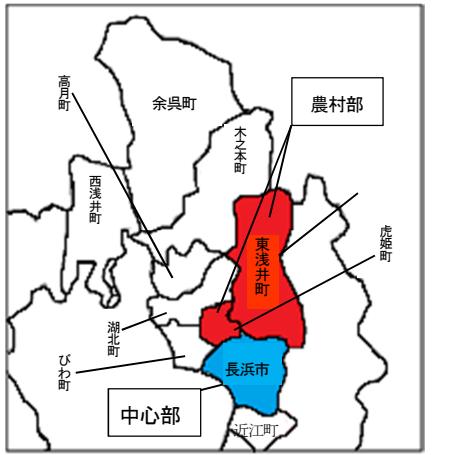


図2 長浜市内の「中心部」「農村部」の位置<sup>5)</sup>

### 3.2. インフォーマント情報

調査は、2013年2月・3月に面接調査を行なった。インフォーマントは現長浜市在住で、いわゆる言語形成期を滋賀県湖北地方で過ごした21名（男性9名・女性12名）である。待遇表現使用には男女差があることが種々先行研究において指摘されているため、男女の両方をインフォーマントとして選定した。インフォーマントに関する詳細は、次頁表1のとおりである。インフォーマント ID は、数字はインフォーマントの生年の下二桁を、M および F は性別を表わしている。末尾の数字は地域ごとの通し番号である。

### 3.3. 調査文

本調査では、長浜市方言の敬語の運用に関する面接調査を行なった。聞き手または第三者として設定した人物および具体的な調査文は以下のとおりである。表中、疎の人物として設定した「他地区」は、インフォーマントの居住する地区とは異なる長浜市内の他地区（居住歴に示した町単位）の人物を想定してもらい調査を行なった。

表2 聞き手の設定

話し手と 聞き手 の関係	ウチ			ソト					
	目上	対等	目下	親			疎		
				目上	対等	目下	目上	対等	目下
例	両親	配偶者	弟妹	近所の 年上	近所の 同じ年	近所の 年下	他地区の 年上	他地区の 同じ年	他地区の 年下

表1 インフォーマント情報

インフォーマントID	性別	年齢	生年	居住歴
A26M01	男	86	1926	0-: 大依町
A32M02	男	80	1932	0-: 西村町
A33F03	女	79	1933	0-23: 虎姫町, 24-: 大依町
A38M04	男	74	1938	0-: 高畠町
A39M05	男	73	1939	0-: 佐野町
A40M06	男	72	1940	0-18: 北ノ郷町, 19-40: 彦根市犬上郡, 41-: 北ノ郷町
A40F07	女	72	1940	0-: 野村町
A45F08	女	68	1945	0-: 木尾町
A54F09	女	59	1954	0-21: 北野町, 22-: 上野町
C36F01	女	76	1936	0-: 北船町
C37F02	女	75	1937	0-25: 小堀町, 26-29: 田附町, 30-: 元浜町
C40M03	男	73	1940	0-: 朝日町
C40F04	女	73	1940	0-25: 元浜町, 26-29: 南船町, 30-: 神前町
C42M05	男	71	1942	0-: 三ツ矢元町
C42M06	男	70	1942	0-7: 田根, 8-: 高田町、平方町
C45M07	男	67	1945	0-18: 神前町, 19-40: 大阪府枚方市, 41-: 神前町
C48F08	女	64	1948	0-: 朝日町
C50F09	女	63	1950	0-24: 湖北今町, 25-: 旭町
C50F10	女	62	1950	0-25: 大宮町, 26-: 朝日町(箕浦町)
C51F11	女	61	1951	0-22: 南郷町, 23-: 北船町
C54F12	女	58	1954	0-: 北船町

## 【対者待遇】

(2) X に「今日の夏祭りに行くか」と尋ねるとしたら、ふだんどのように言いますか。

## 【朝起きた時など家の中で、予定を聞く場合など】

(3) X に「花火の時間までには来るか」と尋ねるとしたら、どのように言いますか。

## 【家の中などで、[X]があとから遅れて来る旨を伝えてきた場合など】

(4) X に「明日は家にいるか」と聞くとしたら、ふだんどのように言いますか。

## 【朝起きた時など家の中で、予定を聞く場合など】

(5) X に「今年は何通年賀状を書くか」と尋ねるとしたら、ふだんどのように言いますか。

【第三者待遇】聞き手=〈ウチ・対等〉<sup>6)</sup> または〈親・対等〉

(6) 「X は今日の夏祭りに行くか」と尋ねるとしたら、ふだんどのように言いますか。

(7) 「X は夏祭りに来るか」と尋ねるとしたら、ふだんどのように言いますか。

(8) 「X は公民館にいるか」と尋ねるとしたら、ふだんどのように言いますか。

(9) 「X は手紙を書くか」と尋ねるとしたら、ふだんどのように言いますか。

調査文は、待遇する相手が対者の場合と第三者の場合を設定した。また、調査文に用いた動詞は五段動詞の「行く」「書く」、カ変動詞の「来る」、一段動詞の「居る」である。これらの動詞を調査文に用いたのは、共通語の「いらっしゃる」にあたる尊敬語動詞の有無

およびそれとの使い分けの有無を調べるためにある。なお、インフォーマントによる違いが出ないようにするため今回の調査では〈ウチ・対等〉の人物を配偶者に固定して調査を行なった。そのため、第三者待遇の調査文では〈ウチ・対等〉を第三者とするときのみ、聞き手を〈ウチ・対等〉ではなく〈親・対等〉としている。

#### 4. 調査結果：対者待遇

本節では、調査結果のうち対者待遇の結果をみていく。対者待遇における結果を表 3～表 6 として次頁以降に示す<sup>7)</sup>。これらの表において、縦には〈上〉〈対等〉〈下〉の順に、横には〈ウチ〉〈ソト〉および〈ソト〉の〈親〉〈疎〉の順に並べ、インフォーマントごとに各調査文の結果を示している。

対者待遇における代表的な回答は以下 (10) ～ (23) のようなものであった<sup>8)</sup>。

- |                       |                                  |     |
|-----------------------|----------------------------------|-----|
| (10) 明日は家に イラッシャイマスカ  | // <i>irassjar-i-mas-u=ka</i> // | [☆] |
| (11) 今日の夏祭りに イカレマスカ   | // <i>ik-are-mas-u=ka</i> //     | [♪] |
| (12) 今日の夏祭りに イキマスカ    | // <i>ik-i-mas-u=ka</i> //       | [#] |
| (13) 花火の時間までには ゴザルヤロカ | // <i>gozar-u=jaroo=ka</i> //    | [★] |
| (14) 明日は家に イヤハリマスカ    | // <i>i-jahar-i-mas-u=ka</i> //  | [□] |
| (15) 今日の夏祭りに イカハル     | // <i>ik-a-har-u</i> //          | [■] |
| (16) 今日の夏祭りに イキナアルカ   | // <i>ik-i-naar-u=ka</i> //      | [◆] |
| (17) 今日の夏祭りに イカアリマスカ  | // <i>ik-a-ar-i-mas-u=ka</i> //  | [○] |
| (18) 今日の夏祭りに イカアル     | // <i>ik-a-ar-u</i> //           | [●] |
| (19) 明日は家に ヤアルカ       | // <i>i-jaar-u=ka</i> //         | [●] |
| (20) 今日の夏祭りに イカンス     | // <i>ik-a-Ns-u</i> //           | [▲] |
| (21) 明日は家に ヤンス        | // <i>i-jaNs-u</i> //            | [▲] |
| (22) 花火の時間までには キヤンス   | // <i>ki-jaNs-u</i> //           | [▲] |
| (23) 今年は年賀状何通 カカンスカ   | // <i>kak-a-Ns-u=ka</i> //       | [▲] |

今回の調査結果および筆者がこれまでに収集した自然談話データの分析から、長浜市方言に存在する複数の形式の使用対象および使い分けは共通しているものの、それらの形式のうちどれをよく使用するかということについては、地域差や性差も観察されるため、本節と 5 節の調査結果ではこれらを分けて結果をみていく。以下、対者待遇における調査結果から、まず、4.1 節で地域差についてみたのち、4.2 節で性差について結果をみていく。なお、個々の待遇表現形式の使用対象や待遇価については、以下でみていく地域差や性差を考慮に入れたうえで記述を行なうため、6 節で論じることにする。

表3 対者待遇（中心部・男性）

		ウチ				ソト							
						親				疎			
		行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く
C40M03	上	-	-	-	-	●	♪●	-	#▲	#○	♪	#○	#▲
	対等	-	-	-	-	-	-	-	-	#○	-	#○	#▲
	下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C42M05	上	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	○	●
	対等	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●
	下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C42M06	上	-	-	-	-	●	●	●	○	●	●	●	●
	対等	-	-	-	-	-	-	●	-	#○	●	●	●
	下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-
C45M07	上	-	-	-	-	●-	●-	○♪●#	●-	♪●	♪○	♪○	♪#○
	対等	-	-	-	-	-	-	-	-	#○	#	#	#
	下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	#	-

[凡例] ●:-(ja)ar-, ○:-(ja)ar- + -mas-, ▲:-(ja)Ns-, ♪:-(r)are- + -mas-, #: -mas-, -: ϕ

表4 対者待遇（中心部・女性）

		ウチ				ソト							
						親				疎			
		行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く
C36F01	上	-	-	-	-	□	NR	○♪	○	♪	NR	♪	○
	対等	-	-	-	-	-	NR	-	-	○	NR	○	○
	下	-	-	-	-	-	NR	-	-	○	NR	○	●
C37F02	上	-	-	-	-	□	■	■	■	■□	■	■	□
	対等	-	-	-	-	-	-	-	-	□#	■	■	■
	下	-	-	-	-	-	-	-	-	■	■▲	-	-
C40F04	上	-	-	-	-	■	■	■	□	□♪	◆	☆#	□
	対等	-	-	-	-	■-	■	■	-	■♪	■	■	□
	下	-	-	-	-	■-	■	■	-	■	■	-■	□
C48F08	上	-	-	-	-	○	●	○	○	○	♪	♪	○
	対等	-	-	-	-	-	-	-●	-	●	●	○	●
	下	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●
C50F09	上	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	♪○	○
	対等	-	-	-	-	-	-	-	-	○-	-	-	○
	下	-	-	-	-	-	-	-	-	○-	-	-	○
C50F10	上	■○	■-	□■	○-	□	□○	♪□	♪□■	♪	♪□	☆#♪	♪□
	対等	-	-	-●	-	-	●-	-	-	□#	■□	☆#♪■	♪□
	下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C51F11	上	-	-	-	-	●	●	●	○	○	NR	○	○
	対等	●	-	-	-	-	NR	-	-	○	NR	○	●
	下	-	-	-	-	-	NR	-	-	-	NR	○	●
C54F12	上	-	-	-	-	●	NR	○	○	○	NR	♪	○
	対等	-	-	-	-	-	NR	-	-	○	NR	♪	○
	下	-	-	-	-	-	NR	-	-	○	NR	♪	○

[凡例] ■:-(ja)har-, □:-(ja)har- + -mas-, ●:-(ja)ar-, ○:-(ja)ar- + -mas-

▲:-(ja)Ns-, ♪:-(r)are- + -mas-, #: -mas-, -: ϕ, ☆:irassjar-, NR:無回答

表5 対者待遇（農村部・男性）

		ウチ				ソト							
						親				疎			
		行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く
A26M01	上	▲	▲	▲	▲	◆	▲●	▲	▲	●	●	●	●
	対等	-	-	-	-	-	-	-	▲	▲	▲	▲	▲
	下	-	-	-	-	-	-	-	-	▲	▲	-	▲
A32M02	上	-	-	-	-	●	○	○	○	○	○	○	○
	対等	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○
	下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A38M04	上	-	-	-	-	●	●○	○	○	○	○	○	○
	対等	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●
	下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A39M05	上	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	○	●
	対等	-	-	-	-	-▲	-	-▲	-	-	-	●	-
	下	-	-	-	-	-▲	-	-▲	-	-	-	▲	-
A40M06	上	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	○	●
	対等	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●
	下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-

[凡例] ●:-(ja)ar-, ○:-(ja)ar- + -mas-, ▲:-(ja)Ns-, ◆:naar-, -:φ

表6 対者待遇（農村部・女性）

		ウチ				ソト							
						親				疎			
		行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く
A33F03	上	▲	▲	▲	-	●	●	●	●	●	●	●	●
	対等	●-	●-	●	-	-	-	●	●	●	●	●	●
	下	▲	-	▲	-	-	-	●	●	●	●	●	●
A40F07	上	-	-	-	●	□	●	□●	■	□	○	●	■●
	対等	-	-	-	●	-	-	-	-	-	●	-	-
	下	-	-	-	▲	-	-	-	-	-	-	-	-
A45F08	上	-	-	-	●	■	■	■	■	□	□	□	□
	対等	■	■	■	-	■	■	■	■	■	■	■	■
	下	-	-	-	-	-	■	-■	-■	■	■	■	■
A54F09	上	-	-▲	▲-	-	●	★●	●	●	●	○★	○	●
	対等	-	-▲	▲-	■	-	▲	-●	-	●	○★	○	●
	下	-	-▲	-	-	-	-	-▲	-	●	●	○	●

[凡例] ■:-(ja)har-, □:-(ja)har- + -mas-, ●:-(ja)ar-, ○:-(ja)ar- + -mas-

▲:-(ja)Ns-, -:φ, ★:gozar-

#### 4.1. 地域差

表3～表6からは、以下のことがわかる。

- (a) 使用される待遇表現形式は、-(ja)har-、-(ja)har- + -mas-、-(ja)ar-、-(ja)ar- + -mas-、-naar-、-(ja)Ns-、-(r)are- + -mas-、-mas-、ϕ、gozar-、irassjar-である。
- (b) -(r)are- + -mas-、-mas-、irassjar-は農村部では回答がなく中心部のみで回答がある。

まず、標準語形式についてであるが、-(r)are- + -mas-、-mas-は、おもに〈疎・対等〉以上に対して、irassjar-は〈疎・上〉に対して使用されており、待遇価の高い形式として使用されていることが窺える。なお、方言の待遇表現形式は丁寧語の-mas-を伴わない形で使用されることがあるのに対して、標準語形式の-(r)are-は必ず-(r)are- + -mas-のように丁寧語の-mas-を伴う形で使用される。

農村部と中心部の違いについてさらにみると、以下 (c)～(f) のことがわかる。

- (c) 農村部では-(ja)har-がほとんど使用されない。
- (d) 中心部では-(ja)Ns-がほとんど使用されない。
- (e) -naar-および方言の尊敬語動詞 gozar<sup>9)</sup>も農村部でのみ使用され、中心部では使用されない。
- (f) -(ja)ar-、-(ja)ar- + -mas-、ϕに目立った地域差はみられない。

-(ja)har-について補足すると、農村部の女性であるA45F08の回答に使用が多くみられるが、A45F08は、長く中心部の複数の学校で教員をしていた経験を持っている。A45F08の回答はこのことが影響しているものと思われる<sup>10)</sup>。使用される相手をみると上下・親疎に関わりなく使用されているが、〈上〉に対してもっとも多く使用されている。

-(ja)Ns-は、中心部ではC37F02が1例、C40M03が3例使用するという回答であった。農村部の男性は-(ja)Ns-をおもに〈対等〉以下の人物に対して使用し、女性は〈ウチ〉の人物に対しても使用する。

#### 4.2. 性差

4.1節では対者待遇の結果から地域差について述べたが、調査結果からは地域差だけでなく、性差もみられた。本節では、結果にみられた性差について触れる。

表3～表6から、対者待遇における性差については以下のことがわかる。

- (g) おもに中心部で使用される-(ja)har-は、男性は使用せず、女性のみが使用する。-(ja)har-を使用しない農村部の男性は、-(ja)ar-、-(ja)ar- + -mas-、-(ja)Ns-、ϕ、の4つを使い分けており、中心部の男性は農村部の男性が使用する形式に加えて標準語形式を使用

する。〈親〉よりも〈疎〉に対して-(ja)ar-を多く使用することは男性も女性も共通しているが、男性と女性では使用対象に異なる傾向がみられる。すなわち、男性は1例を除き〈親〉の人物に対しては〈上〉にのみ-(ja)ar-を使用し、〈疎〉の人物に対しては〈対等〉以上の人に対するものに対して、女性は〈疎・下〉の人物に対しても-(ja)ar-を使用する。

以上、本節でみた対者待遇の結果から分かったことをまとめると、以下のようなになる<sup>11)</sup>。

- (A) 標準語形式は中心部で使用がみられ、農村部では使用されない。
- (B) 標準語形式と同様に、-(ja)har-は中心部でのみ使用される形式である。
- (C) -(ja)har-とは逆に、-(ja)Ns-は中心部では使用がみられず農村部で使用される。
- (D) -(ja)har-は、女性のみが使用し、男性は使用しない。
- (E) -(ja)ar-は、男性・女性ともに使用するが、男性は〈上〉に用いるのに対して、女性は〈下〉に対しても用いており、使用対象に男女差がみられる。

## 5. 調査結果：第三者待遇

4節では調査結果のうち対者待遇の結果についてみた。本節では第三者待遇の調査結果についてみていく。結果をまとめたものを示すと、表7～表10のようになる。表は対者待遇と同様の形でまとめてある。

第三者待遇における代表的な回答は以下(24)～(27)のようなものであった。

- |                          |                           |     |
|--------------------------|---------------------------|-----|
| (24) 〈上〉は公民館に まだ ミエルヤロカ  | // mie-ru=jaroo=ka //     | [☆] |
| (25) 〈上〉は 夏祭りに ゴザルヤロカ    | // gozar-u-jaroo=ka //    | [★] |
| (26) 〈上〉は今日の夏祭りに イカハルヤロカ | // ik-a-har-u=jaroo=ka // | [■] |
| (27) 〈上〉は今日の夏祭りに イカアルヤロカ | // ik-a-ar-u=jaroo=ka //  | [●] |
| (28) 〈下〉は今日の夏祭りに イカシスヤロカ | // ik-a-Ns-u=jaroo=ka //  | [▲] |
| (29) 〈下〉は今日の夏祭りに イキヨルヤロカ | // ik-i-jor-u=jaroo=ka // | [▼] |

以下、本節においても対者待遇の結果と同様に、5.1節で地域差について、5.2節で性差についてそれぞれみたのち、5.3節で対者待遇との違いについてまとめる。

表7 第三者待遇（中心部・男性）

		ウチ				ソト							
						親				疎			
		行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く
C40M03	上	-	-	-	-	-	-	-	-	■	-■	-	-
	対等	-	-	-	-▼	-	-▼	-	-	-	-▼	-	-
	下	-	▼-	-	-▼	-	▼-	-	-	-	▼	-	-
C42M05	上	▼	▼	-	▼	●	●	●	●	●	●	●	●
	対等	▼	▼	-	▼	▼	▼	-	▼	▼●	▼	-	▼
	下	-	▼	-	▼	▼▲	▼	-	▼	▼	▼	-	▼
C42M06	上	▼	NR	▼	NR	●	NR	●	NR	♪	NR	●	NR
	対等	▼	NR	-	NR	●	NR	●	NR	●	NR	●	NR
	下	▼	NR	▼	NR	▲	NR	●	NR	▲	NR	●	NR
C45M07	上	-	-	-	-	●-	●	●	-	●-	●	●	●-
	対等	▼	-	-	-▼	-	-	-	-	-	-	-	-
	下	▼	▼-	-	-▼	-	-	-	-	-	-	-	-

[凡例] ■:-(ja)har-, ●:-(ja)ar-, ▲:-(ja)Ns-, ▼: -jor-, ♪:-(r)are-, -:ϕ

表8 第三者待遇（中心部・女性）

		ウチ				ソト							
						親				疎			
		行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く
C36F01	上	▲	●	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●
	対等	●	●	-	●	▲	●	●	●	●	●	●	●
	下	-	-	-	-	▲	▲	●	▲	▲	●	●	▲
C37F02	上	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	対等	-	-	-	■	▲	▲	▲	▲	▲	▲	■▲	▲
	下	-	-	-	-	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
C40F04	上	▲	●-	■●	-■	■	■	■☆	■●	■	■	■	■☆
	対等	-	■	■-●	■	■●	■●	■●	■●	■●	■●	●	■
	下	-	-	-	-	■●	●	-	■	■●	●-	●	■
C48F08	上	▲	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●
	対等	●	●	●	●	▲	▲	▲	▲	●	●▲	●	●
	下	-	-	-	-	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
C50F09	上	▲	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●
	対等	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	下	▲	▲	▲-	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
C50F10	上	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	対等	-	■	▲-	▲■	▲	▲	▲■	▲	▲	▲	▲	▲
	下	-	-	-	-▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
C51F11	上	▲	●	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●
	対等	●	-	-	●	●	▲	●	●	●	●	●	●
	下	-	-	-	-	●	▲	▲	▲	●	●	●	▲
C54F12	上	▲	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●
	対等	-	-	-	▲	●	-▲	●	●	●	●	●	●
	下	-	-	-	-	●	▲	●	▲	●	●	●	▲

[凡例] ■:-(ja)har-, ●:-(ja)ar-, ▲:-(ja)Ns-, -:ϕ ,☆:irassjar-, mie-

表9 第三者待遇（農村部・男性）

		ウチ				ソト							
						親				疎			
		行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く
A26M01	上	▲	▲	▲	▲	●	★▲	●	●	▼●	●	▼	●
	対等	▼	▼	▼	▼	▲	▼	▼	▼	▼	▼▲	▼	▼
	下	▼	-	-▼	▼	▼	-	▼	▼	▼	▼	▼	▼
A32M02	上	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	対等	-	-	-	-	▲-	▲-	-	▲	●	●	●	▲●
	下	-	-	-	-▲	▲-	▲-	▲-	-	▲	▲	-	▲
A38M04	上	▼	▼	▼	▼	●	●	●	●	●	●	●	●
	対等	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
	下	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▲	▼	▼	▼
A39M05	上	-	-	-	-	●	★●	●	●	●	●	●	●
	対等	-	-	-	-	▲	▲	●▲	▲	▲●	▲	●▲	▲-●
	下	-	-	-	▼	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
A40M06	上	-	●	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●
	対等	▼	▼	-	-	-	▼	-	-▼	▼	▼	-	-▼
	下	▼	▼	-	-	▼	▼	-	-▼	▼-	▼	-	▼

[凡例] ●:-(ja)ar-, ▲:-(ja)Ns-, ▼:-(jor-, -:φ, ★:gozar-

表10 第三者待遇（農村部・女性）

		ウチ				ソト							
						親				疎			
		行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く	行く	来る	居る	書く
A33F03	上	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●
	対等	●	★●	●	●	▲	▲	●▲	▲	▲	●	▲	▲
	下	▲	-	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
A40F07	上	-	▲	▲	-	●	●	●	●	●	●	●	●
	対等	-	-	-	-	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	下	-	▲	-▲	-▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
A45F08	上	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	対等	-	-	-	-	■	■	■	■	■	■	■	■
	下	-	-	-	-	■	■	■	■	■	■	■	■
A54F09	上	▲	▲	▲	▲	●	●★	●	●	●	★●	●	●
	対等	▲	▲	▲	▲	●▲	▲	▲	▲	▲	●▲	▲	▲
	下	▲	▲	▲	-	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

[凡例] ■:-(ja)har-, ●:-(ja)ar-, ▲:-(ja)Ns-, -:φ, ★:gozar-

## 5.1. 地域差

表7～表10から、第三者待遇における地域差については次のことがわかる。

- (h) 使用される待遇表現形式は、-(ja)har-、-(ja)ar-、-(ja)Ns-、-(r)are-、-jor-、φ、irassjar-およびmie-である。

- (i) 対者待遇の結果と同様に農村部では A45F08 が使用するほかは-(ja)har-は農村部では使用されず、中心部でも女性のみに使用がみられる。標準語形式もまた中心部のみで用いられ、農村部では使用されていない。
- (j) 対者待遇の結果とは異なり、-(ja)Ns-は農村部だけではなく中心部においても使用されている。
- (k) gozar-は第三者待遇においても対者待遇と同様に農村部にのみ使用がみられる。
- (l) -(ja)ar-もまた-(ja)Ns-と同様に第三者待遇で多く使用される。

-(ja)har-については、農村部の A45F08 は、上下・親疎等に関わりなく使用しているが、中心部では2例を除き〈対等〉以上の人物のことについて述べるときにしか使用されない。

-(ja)Ns-は、その使用は対者待遇に比べてかなり多いが、待遇される人物は〈ウチ〉または〈対等〉以下の人物に限られる。ウチ・ソトと上下による使い分けがみられ、対者待遇に比べて多く用いられることから、おもに〈対等〉以下の第三者をマークする形式であると考えられる。

さらに、-(ja)ar-もまた-(ja)Ns-と同様に第三者待遇で多く使用される傾向にある。対者待遇に比べて多く使用されるだけでなく、〈ウチ〉以外のほぼすべての人物に対して使用されている。つまり、対者待遇では用いられなかった人物に対しても使用されており、その使用対象が広がっている。さらに、上下や親疎を表わすだけでなく、-(ja)Ns-と同様にその場にいない第三者をマークする形式であると考えられる。

## 5.2. 性差

本節では第三者待遇にみられた性差について触れる。表7～表10からは以下のことが指摘できる。

- (m) 女性は-jor-を使用せず、男性のみが使用する。
- (n) 第三者待遇では男性よりも女性の方が待遇表現形式を多く使用する。

まず、大きな性差がみられる待遇表現形式として、男性による-jor-の使用がみられた。A28M01 が〈疎・上〉に対して使用しているほかはすべて〈ウチ〉または〈対等〉以下の人物に対して用いられており、待遇価は高くないと思われる。

待遇表現形式の意味記述においては、「使用しない」という回答に注意が必要となってくる。特に-jor-のように〈下〉の人物であることをマークする形式は、社会的規範として使用が抑制されるため「使用しない」という回答が得られるのか、体系として持っていないため「使用しない」という回答が得られるのかに注意が必要となる。今回の調査では、この点にも注目して使用不使用の確認を行なったが、-jor-を使用しない女性インフォーマン

トからは、「女性は-jor-のようなぞんざいな言い方をしてはいけない」といった家庭や学校におけるしつけや指導をされたわけではなく、「男性は使用するが女性は（自分は）使用しない形式である」「ぞんざいな言い方であるが女性が使用してはいけない形式である」という認識はあまりない」という回答が得られた。つまり、-jor-を使用しない女性インフォーマントはすべて体系としては-jor-という待遇表現形式を持っているが、使用しないということが明らかとなった。

第三者待遇においては、それぞれの待遇表現形式についてではなく、待遇表現形式を使用するか否かについて男女差がみられた。すなわち、男性よりも女性の方が第三者のことを述べるときに待遇表現形式を使用するという結果であった。特に中心部では、男性は〈ウチ・ソト〉に関係なく待遇表現形式を使用しない傾向があるのに対して、女性は〈ソト〉の人物を第三者にしたときには必ず待遇表現形式を使用する。また、農村部・中心部ともに男性は〈ウチ〉の人物を第三者にしたとき、待遇価の低い-jor-が用いられるのに対して、女性は-(ja)Ns-に加えて-(ja)har-や-(ja)ar-といった待遇価の高い待遇表現形式も使用する。

### 5.3. 対者待遇との違い

5.1 節で対者待遇の結果について、5.2 節で第三者待遇の結果についてみた。最後に、本節では対者待遇と第三者待遇の違いについて整理する。

まず、表 7～表 10 の結果から、第三者待遇では対者待遇に比べて待遇表現形式が多く使用されており、宮治（1987）で近畿方言の待遇表現運用の特質として指摘された「第三者待遇偏用」の傾向が長浜市方言においてもみられる。

-(ja)Ns-が第三者マークであると考えられることについては、5.2 節で述べたが、-(ja)ar-もまた-(ja)Ns-と同様に第三者で多く使用される傾向にある。対者待遇に比べて多く使用されるだけでなく、〈ウチ〉以外のほぼすべての人物のことを述べるときに使用されている。つまり、対者待遇では用いられなかった人物のことを述べる際にも使用されており、その使用対象が広がっている。上下や親疎を表わすだけでなく、-(ja)Ns-と同様にその場にいない第三者をマークする形式であると考えられる。

ほかに、第三者待遇において使用が多くみられる形式としては-jor-が挙げられる。しかし、この-jor-については、「ぞんざいな言い方である」「ときに相手を見下げた言い方である」といったインフォーマントの内省があった。「必ずしも相手を見下げたりぞんざいに扱うわけではない」という内省もあり、-jor-でマークされる人物が必ずしもぞんざいに扱われるというわけではないが、これらインフォーマントの内省を合わせて考えると、-jor-がときに表わすことがあるぞんざいさにより、-jor-は対者待遇では使用されないという結果

になっているものと思われる。そのため、-(ja)ar-や-(ja)Ns-と同様に第三者待遇での使用が増えているが、-(ja)ar-や-(ja)Ns-と同様に第三者であることを表わす形式であるとはいえないと考えられる。

以上、第三者待遇の結果から分かったことをまとめると以下のようになる。

- (F) 対者待遇と同様に、標準語形式および-(ja)har-は中心部でのみ使用し、男性は使用しない。
- (G) -(ja)Ns-は対者待遇に比べて多く使用され、対者待遇では使用がみられなかった中心部においても用いられる。
- (H) -(ja)ar-も-(ja)Ns-と同様に対者待遇と比べると使用が増加し、マークされる対象の範囲も広くなる。
- (I) -jor-は男性のみが使用する形式である。また、対者待遇での使用はみられないが、それは形式が持つ意味（軽卑）によって対者に使用されることが避けられるからであり、第三者であることを表わす形式であるとは言えない。

## 6. 長浜市方言の待遇表現

4 節および5 節では対者待遇・第三者待遇の調査結果から地域差および性差についてみた。本節では、これらの結果から長浜市方言の待遇表現形式がマークする使用対象に関する記述を行なう。そして、各待遇表現形式の使い分けについてまとめるとともに他方言との対照を行ない、長浜市方言の待遇表現について考察を行なう。

以下、6.1 節で長浜市方言の待遇表現形式の使用対象についてみたあと、6.2 節で長浜市方言の待遇表現形式の意味・機能および運用のあり方の位置づけについて述べる。

### 6.1. 待遇表現形式の使用対象

4 節および5 節では、おもに地域差および性差、対者待遇と第三者待遇における違いの3 つの点についてみた。しかし、おおまかな記述としては4 節および5 節のようにまとめられるが、調査結果をみてもわかるように同じ長浜市方言話者であっても、すべてのインフォーマントが同じ形式を使用し、同じように使い分けているわけではない。本節では、調査結果から各待遇表現形式の使用対象についてまとめを行なう。

待遇表現形式の使用対象については、それぞれの待遇表現形式について対者待遇・第三者待遇に分けてみていくが、調査で得られた待遇表現形式の中から方言形式の、-(ja)har-、-(ja)ar-、-(ja)Ns-、-jor-についてまとめを行なう。それぞれの形式がマークする使用対象を先に表 11 に示す。表 11 での待遇対象の上下、親疎、ウチソトの配列は表 3~10 と同様で

ある。4節および5節では各インフォーマントごとに調査結果を示したが、形式の使用対象をまとめるとあたってはこの調査結果をインフォーマントごとではなく、それぞれの対象をマークしている待遇表現形式をまとめた。そして、待遇表現形式ごとに各待遇対象をマークしている割合を求め、20%以上のものを黒に、10~20%を灰色に、10%以下のものは塗りつぶさずに示している。以下、4節および5節の結果と合わせて、6.1.1節で対者待遇における待遇表現形式の使用対象について、6.1.2節で第三者待遇における使用対象について述べる。

表 11 長浜市方言の待遇表現形式の使用対象

		ウチ			ソト		
		親	疎		親	疎	
対者待遇	- (ja)har-	上	■	■	■	■	■
		対等	■	■	■	■	■
		下	■	■	■	■	■
第三者待遇	- (ja)har-	上	■	■	■	■	■
		対等	■	■	■	■	■
		下	■	■	■	■	■
		ウチ			ソト		
		親	疎		親	疎	
対者待遇	- (ja)ar-	上	■	■	■	■	■
		対等	■	■	■	■	■
		下	■	■	■	■	■
第三者待遇	- (ja)ar-	上	■	■	■	■	■
		対等	■	■	■	■	■
		下	■	■	■	■	■
		ウチ			ソト		
		親	疎		親	疎	
対者待遇	- (ja)Ns-	上	■	■	■	■	■
		対等	■	■	■	■	■
		下	■	■	■	■	■
第三者待遇	- (ja)Ns-	上	■	■	■	■	■
		対等	■	■	■	■	■
		下	■	■	■	■	■
		ウチ			ソト		
		親	疎		親	疎	
対者待遇	- (ja)jor-	上	■	■	■	■	■
		対等	■	■	■	■	■
		下	■	■	■	■	■

[凡例] ■ : 20%以上, ■ : 10~20%, 塗りつぶしなし: 0~10%

### 6.1.1. 対者待遇における待遇表現形式の使用対象

まず対者待遇における待遇表現形式の使用対象についてまとめると、以下のようになる。

- (o) - (ja)har-は、〈上〉と〈疎・対等〉であることをマークする形式である。
- (p) - (ja)ar-は、基本的に〈上〉の人物に対して使用し、〈疎〉の人物については〈上〉だけでなく〈対等〉の人物までマークすることができる
- (q) - (ja)Ns-は、- (ja)Ns-のみを使用するインフォーマントはなく、他の形式と使い分けられるときに使用される。たとえば、〈ソト〉の人物に対して上下を表わすときには〈下〉に、ウチ・ソトの違いをマークするときには〈ウチ〉に対して用いられる。

まず (o) にまとめた- (ja)har-については、表 11 では、- (ja)har-は〈親・上〉〈疎・対等〉に対して 20%以上、〈疎〉の〈上〉〈下〉に 10%以上の割合で使用され、その他の人物に対しては 10%以下と使用率が低い。- (ja)har-は、女性のインフォーマント、特に中心部の女性が使用する形式であるが、- (ja)har-のみを使用するインフォーマントはいない。- (ja)har-は- (ja)ar-または- (ja)are-と、もしくは、- (ja)ar-または- (ja)Ns-とともに使い分けられている。A40F07 は併用回答であるため、- (ja)ar-との違いははっきりしないが、〈ソト〉の〈上〉に

対してのみ使用されている。また、A45F08 および C40F04 はほぼすべての人物に使用し、A54F09 は 1 例のみ使用するという回答であるため、A40F07 と同じく、その使用対象ははつきりとしない。-(ja)har- と他の形式との明確な使い分けがみられるのは、-(ja)Ns-、ϕ との使い分けを行なっている C37F02 と、-(ja)ar-、-(r)are- との使い分けを行なっている C50F10 だけである。これらのインフォーマントの使い分けをみると、-(ja)har- は、〈親・上〉〈疎・上〉〈疎・対等〉に対して用いられている。とくに C50F10 の-(ja)har- を〈上〉に使用し、-(ja)ar- を〈対等〉に使用するという使い分けがみられることや、-(ja)har- と標準語形が併用されることから、〈上〉と〈疎・対等〉であることをマークする形式であると考えられる。

次に、(p) の-(ja)ar- の使用対象についてみる。-(ja)ar- は〈ウチ〉以外の〈上〉と〈疎・対等〉に 20% 以上、〈疎・下〉に 10% 以上、その他の人物は 10% という使用率である。待遇される対象は-(ja)har- とほぼ同様であるが、〈疎・上〉への使用に違いがみられる。

-(ja)ar- のみを使用するインフォーマントは、A38M04、A39M05、C42M05、C42M06 と男性のみであるが、いずれも〈親・上〉〈疎・上〉〈疎・対等〉に対して-(ja)ar- を使用し、それ以外の人物に対しては ϕ を使用するという使い分けがみられる。また、-(ja)ar- と-(ja)Ns- を使用する A26M01 や A40M06 は、〈上〉には-(ja)ar- を〈対等〉以下には-(ja)Ns- を使用するという使い分けが行なわれている。なお、対者待遇では〈ウチ〉に対しては待遇表現形式はほとんど使用されないが、〈ソト〉の人物に対して-(ja)ar- が使用される場合、-(ja)ar- を他の形式と使い分けるときを含め、〈上〉に対して使用するという回答が多い。これらのことから、-(ja)ar- は基本的に〈上〉の人物に対して使用され、〈疎〉の人物に対しては〈上〉だけでなく〈対等〉の人物までマークすることができる形式であると考えられる。

最後に (q) にまとめた-(ja)Ns- についてみる。-(ja)Ns- は、-(ja)har-、-(ja)ar- よりも使用対象が広く、〈ウチ〉の特に〈上〉に対して多く使用される。対者待遇では数例の使用がみられるのみであるが、-(ja)ar- との使い分けで述べたように、〈対等〉以下の人物に対して使用される。1 例のみ回答があった C37F02 の-(ja)har- との使い分けにおいても〈疎・下〉に対して使用されている。-(ja)ar- とは異なり、他の形式と使い分けられるときに使用されており、-(ja)Ns- のみを使用するインフォーマントはいない。また、-(ja)Ns- は〈ウチ〉への使用が多くみられるが、その場合、〈ソト〉の人物に対して使用する-(ja)har- または-(ja)ar- と使い分けられており、〈ソト〉の人物に対する上下の使い分けに加えて、ウチ・ソト の違いをマークするときに使用される。

なお、-(ja)har- と-(ja)ar- の明確な違いについては、今回の対者待遇の結果からは導くことができたとは言い難い。しかし、少なくとも-(ja)ar- よりも-(ja)har- のほうが〈上〉に対して使用する形式であるということがわかった。このことは、C50F10 が-(ja)har- を標準語と併

用していること、〈上〉に対しては-(ja)har-および-(ja)ar-+-mas-、〈対等〉に対しては-(ja)ar-を使用するといった使い分けが行なわれていることから読み取れる。

### 6. 1. 2. 第三者待遇における待遇表現形式の使用対象

本節では、第三者待遇における各待遇表現形式の使用対象についてみていく。第三者待遇においては、対者待遇とは異なり 1 つの待遇表現形式を使用するというインフォーマントはない。ほとんどのインフォーマントが 2 つまたは 3 つの形式を使い分ける。2 つの形式を使い分けるインフォーマントが使用する形式をみると、-(ja)ar- と -(ja)Ns-、-(ja)har- と -(ja)Ns-、-(ja)har- と -jor-、-(ja)ar- と -jor- を使い分けるインフォーマントに分けられる。3 つの形式を使い分けるインフォーマントは-(ja)ar- と -(ja)Ns- と -jor- または、-(ja)har- と -(ja)ar- と -jor- を使用するが、それぞれいづれかの形式はほとんど使用されず、ほぼ 2 つの形式を使い分けているといえる状況である。第三者待遇における待遇表現形式の使用対象についてまとめると、以下のようになる。

- (r) -(ja)har-は、-(ja)ar-より 〈上〉 であることをマークする。
- (s) -(ja)ar-は、対者待遇とほぼ同じ人物をマークする際に使用されるが、対者待遇よりも強く 〈上〉 であることをマークする。
- (t) -(ja)Ns-は、おもに-(ja)ar-と使い分けられ、〈ソト〉 の 〈対等〉 以下であることをマークする。
- (u) -jor-は、もっとも待遇価が低く、〈対等〉 または 〈ウチ〉 の人物をマークする際に使用される。

まず、(r) でまとめた-(ja)har-は、第三者待遇においては、〈ウチ・上〉 や 〈親・対等〉 にも使用されており、対者待遇に比べて使用対象が広くなっている。しかし、対者待遇では 10% 以上使用されていた 〈疎・下〉 は 10% 以下と使用される割合が減少している一方で、20% 以上の割合で使用されるのは 〈疎・上〉 のみとなっており、対者待遇に比べて強く 〈上〉 であることをマークするようになっている。

-(ja)har-は、対者待遇と同様に A45F08 がほぼすべての人物に対して使用している。-(ja)har-は、-(ja)ar- または -(ja)Ns- と使い分けられているが、-(ja)Ns- と使い分ける C37F02、C50F10 は-(ja)ar- と同様に 〈上〉 に-(ja)har-を 〈対等〉 以下に-(ja)Ns- をそれぞれ使用している。-(ja)ar- と使い分ける C40F04 の使用をみると、-(ja)har- はほぼすべての人物をマークするときに用いられている。しかし、待遇価の高い標準語形式との併用回答が-(ja)har-のみであり、1 例を除き 〈上〉 に対しては-(ja)ar- が用いられていない。このことから、-(ja)har- は

-(ja)ar-より〈上〉であることをマークしており、両形式は上下の違いにより使い分けられていることがわかる。

次に(s)のようにまとめられる-(ja)ar-は、第三者待遇においては、対者待遇とほとんど同じ対象をマークする際に使用されているが、対者待遇では10%以上使用されていた〈疎・下〉への使用は減少しており、-(ja)har-と同様に対者待遇よりも強く〈上〉であることをマークする形式として用いられている。しかし、表11から明らかなように、-(ja)ar-の対者待遇と第三者待遇での使用対象はほぼ同じであり、形式の持つ使用対象という意味では長浜市方言の待遇表現形式の中でももっとも安定して用いられている形式であることが窺える。

細かな使い分けをみると、-(ja)ar-は、-(ja)Ns-または-jor-と使い分けられており、対者待遇と同様に-(ja)ar-は〈上〉に、-(ja)Ns-と-jor-は〈対等〉以下に対して使用するという使い分けがなされていることがわかる。-(ja)ar-は-(ja)Ns-、-jor-よりも待遇価が高いことがわかるが、特に〈上〉〈疎〉の人物に対する使用が目立つ。〈疎〉の〈対等〉〈下〉に対しても-(ja)ar-を用いるインフォーマントは、〈親〉の〈対等〉〈下〉に対しても-(ja)ar-を使用する傾向にある。また、これらのインフォーマントは、〈ウチ・対等〉に対しても-(ja)ar-を用いるインフォーマントが多い(A33F03、C51F11、C48F08、C36F09)。しかし、多くが〈上〉に対して-(ja)ar-を、〈対等〉以下に-(ja)Ns-をという使い分けをしており、-(ja)ar-は〈上〉をマークする形式であると考えられる。

次に(t)の-(ja)Ns-であるが、-(ja)ar-と同様に使用対象に対者待遇との違いはほとんど見られない。しかし、使用される割合をみると、対者待遇では20%以上使用されていた〈ウチ・上〉への使用が10~20%へと減少し、逆に〈親・下〉への使用が10%以下から20%以上へと増加している。また、対者待遇では10~20%使用されていた〈親・上〉は第三者待遇では10%以下へと減少しており、〈ウチ〉以外の〈上〉をマークする形式としては用いられていない。

-(ja)Ns-はおもに-(ja)ar-と使い分けられ、〈ソト〉の人物をマークするとき、1例を除き〈上〉に使用されることはない。〈ウチ〉の人物に対しても多く用いられ、〈ウチ・上〉に-(ja)Ns-を、〈ウチ・対等〉に-(ja)ar-を使用するというように〈ソト〉の人物に対する使い分けとは逆転した使用がみられる。このような使用がみられるのは、女性のみである(A33F03、C36F01、C48F08、C51F11)。第三者待遇において〈上〉を待遇するときの聞き手は配偶者であるが、〈対等〉を待遇するときの聞き手は〈ソト・親・対等〉という違いによるものと考えられる。つまり、配偶者に対して自分の親を待遇する場合、-(ja)ar-は使用せず-(ja)Ns-で待遇し、〈ソト・親・対等〉に対して自分の配偶者を待遇する場合は-(ja)ar-を使用すると

いう使い分けを行なっている。話し手と聞き手、第三者の三者の関係により複雑な使い分けをしていることが読み取れるが、一部の女性にのみ見られることから個人差であると考えられる。

最後に、使用が男性のみにみられる-jor-は、A26M01が2例〈上〉に使用しているが、-(ja)Ns-と同様に〈対等〉以下に用いられ〈上〉をマークする際には使用されない。A38M04とC42M06は〈ウチ〉に-jor-を〈ソト〉に-(ja)ar-をというようにウチ・ソトによる使い分けを行なっている。また、A26M01、A40M06は〈ウチ〉で〈上〉に-(ja)ar-または-(ja)Ns-を〈対等〉以下に-jor-を、C45M07は〈上〉にφを〈対等〉以下に-jor-をというように上下による使い分けがなされている。C45M07で上下関係によりφと使い分けられていることから、-jor-の卑語性の一端がみてとれるが、明らかではない。以上の使い分けから-jor-は、-(ja)ar-、-(ja)Ns-、φよりも待遇価が低く、〈対等〉または〈ウチ〉の人物をマークする際に使用される形式であるといえる。

以上、本節では、対者待遇・第三者待遇ごとに各待遇表現形式の使用対象についてみた。まとめると以下のようになる。

- (J) -(ja)har-は、対者待遇では〈上〉または〈疎〉であることをマークする際に用いられ、第三者待遇では対者待遇に比べて使用対象が広くなりウチソトに関わりなく〈上〉であることをマークするようになる。
- (K) -(ja)ar-は、対者待遇・第三者待遇による使用対象の違いはほとんどなく、〈ソト〉の〈上〉をマークする形式である。
- (L) -(ja)Ns-は、対者待遇・第三者待遇による使用対象の違いはほとんどないが、第三者待遇では〈ソト〉の〈対等〉以下であることをマークする形式である。
- (M) -jor-は、第三者待遇でのみ用いられウチソトに関係なく〈対等〉以下であることをマークする形式である。

## 6.2. 長浜市方言の待遇表現体系

前節まででは、用いられる形式の地域差・性差といった特徴とそれぞれの形式の使用対象についてみた。本節では、6.2.1節で長浜市方言の待遇表現形式の使い分けについてまとめ、6.2.2節で滋賀県内の異なる方言域である湖西方言にあたる甲賀郡水口町八田方言（以下、八田方言）および、同じ関西方言に区画される京都市方言との比較から長浜市方言の待遇表現体系について考える<sup>12)</sup>。なお、長浜市方言の待遇表現運用にはこれまでみてきたように使用する形式に地域差はあるものの、各形式の意味・機能および運用のあり方は同じであると考えられる。よって、6.2.2節では、長浜市方言・八田方言・京都市方言の3方

言による比較を行なう。

### 6.2.1. 長浜市方言における使い分け

長浜市方言の待遇表現形式には、まず、特定形として *irassjar*-、*mie*-および *gozar*-がある。これらの形式のうち、*gozar*-のみが方言形として使用されており、さらに中心部では使用されず農村部のみで使用される形式である。特定形の使用をみると、待遇される人物は方言形と標準語形による違いはなく〈上〉の人物であることを表わす待遇表現形式である。〈ウチ〉の人物に対しては使用されない。

次に、一般形として、-(r)are-、-naar-、-(ja)har-、-(ja)ar-、-(ja)Ns-、-jor-がある。これらの待遇表現形式のうち、-(r)are-は標準語形式として使用され、必ず丁寧語の-mas-とともに使用される。方言形式のうち-mas-とともに使用されるのは-(ja)har-および-(ja)ar-のみである。

一般形の使用は個人差がみられる。まず、農村部の80代以上の男性のみ-naar-を使用する<sup>13)</sup>。-(ja)har-および-(ja)ar-は、一見すると対者待遇・第三者待遇における使用対象の違いはみられない。両形式は、おもに〈ウチ〉以外の〈上〉の人物をマークする際に用いられ、使用対象がもつとも広い形式である。-(ja)har-は中心部の女性がおもに使用する形式であり、地域差および性差のみられる形式である<sup>14)</sup>。なお、ともに〈ソト・上〉をマークする際に用いられる形式であるが、両方の形式を使用するインフォーマントの使い分けをみると、-(ja)har-を〈上〉に使用し、-(ja)ar-を〈対等〉に使用するという使い分けがされており、-(ja)har-のほうが待遇価の高い形式であるといえる。また、対者待遇と第三者待遇における使用対象を比べると、-(ja)ar-はほとんど変わらないが、-(ja)har-は、第三者待遇において〈ウチ〉に対しても使用され、その使用対象が広くなる。

-(ja)Ns-は、対者待遇と第三者待遇での使用対象に大きな違いがみられ、特に対者待遇においてもっとも個人差がみられる形式である。第三者待遇における他の待遇表現形式との使い分けをみると、〈ソト〉の〈対等〉以下の人物をマークする形式であることがわかる。

-jor-は男性が〈対等〉以下の第三者について述べる際に使用される形式である。第三者待遇でのみ使用されるが、-jor-がマイナス待遇の意味を持ち対者待遇における使用が避けられるためであり、第三者マーカーとしての機能を持っているわけではない。

なお、長浜市方言において使用される一般形の待遇表現形式のうち、-(ja)ar-と-(ja)Ns-は、対者待遇に比べて第三者待遇で使用が多く、第三者マーカーとしての機能も持つと考えられる。しかし、対者待遇と第三者待遇における両形式の使用対象に違いはほとんどみられない。また、形式の使い分けも対者待遇と第三者待遇で同様である。これらのことから、長浜市方言における両形式は、対人関係表示の機能を持つつ第三者マーカーとしての機

能も持った形式であると考えられる。

### 6.2.2. 八田方言および京都市方言との比較

長浜市方言の待遇表現形式の使い分けは以上のようにまとめられる。本節では長浜市方言における使い分けについて、八田方言および京都市方言における待遇表現形式の使い分けと比較を行なう。本節では、3つの方言を、①対人関係マーカーとしての機能を持っていいるか否か（対人関係表示）、②第三者待遇偏用が認められるかどうか（第三者標示）の視点から整理、対照する。そして、その作業によって、長浜市方言では他の方言に比べて多くの待遇表現形式が使用されていることをあらためて確認するとともに、八田方言や京都市方言と比べたとき長浜市方言が両者の中間的な特色を持つことを明らかにする。また、長浜市方言ではなぜ多くの待遇表現が使用されているのかを考えることにする。

対照を行なうにあたって八田方言および京都市方言の使い分けについて簡単にまとめておく。

まず、宮治（1985）によれば、八田方言では-har-・-r-・-nahar-・-rer-・-jor-が用いられている<sup>15)</sup>。もっとも大きな特徴としては、対者待遇ではほとんどこれらの形式が使用されないのに対して、第三者待遇ではいずれかの形式が必ず使用されるという「第三者待遇偏用」の運用体系となっている点が挙げられる。第三者待遇における結果からおおまかな形式の使い分けをまとめると、-r-が〈上〉に対して使用され、-jor-が〈下〉に対して使用するという使い分けがなされている。これらの使い分けには男女差など細かな違いはあるものの八田方言における待遇表現形式の使い分けといえる<sup>16)</sup>。

京都市方言では辻（2009）によると、-har-および-rer-・-rarer-が使用されている<sup>17)</sup>。これらの形式のうち-har-は対者待遇では〈上〉に対してのみ使用され、-rer-・-rarer-は-har-よりも〈上〉もしくは〈疎〉の人物に対して使用される。なお〈対等〉以下には、待遇表現形式が使用されない。一方、第三者待遇の場合、対者待遇では待遇表現形式が使用されない人物に対しても-har-が使用され、八田方言同様「第三者待遇偏用」の運用体系といえる。なお、第三者待遇では形式は使い分けられず、「上下に問わらず一律にハル」が使用される。

これら八田方言および京都市方言と長浜市方言における待遇表現形式の使い分けから各方言の待遇表現体系をまとめると以下表12のようになる。なお、表の「○（機能あり）」は、待遇表現形式が「対人関係表示」「第三者標示」として使用されるということである。

表 12 3 方言の待遇表現体系の比較

	対人関係表示		第三者標示	使用形式	
	対者待遇	第三者待遇		対者待遇	第三者待遇
八田方言	-	○	○	なし	-(ra)r-〈上〉、-jor-〈下〉
長浜市方言	○	○	△	-(ja)har-、-(ja)ar-〈上〉、 -(ja)Ns-〈対等〉以下	-(ja)har-、-(ja)ar-〈上〉、 -(ja)Ns-、-jor-〈対等〉以下
京都市方言	○	×	○	-har-、-(ra)rer-〈上〉	一律に-har-

〔凡例〕 ○:機能あり、×:機能なし、△:一部の形式だけ機能あり、-:不使用

長浜市方言は、八田方言・京都市方言と同じ関西方言に区画されながらも、待遇表現形式の用いられ方は両方言とは異なることが表 12 から指摘できる。

対者待遇においては、同じ滋賀県方言である八田方言ではなく、京都市方言と同様に対人関係表示として用いられ、長浜市方言では-(ja)har-、-(ja)ar-が〈上〉を、-(ja)Ns-が〈対等〉以下を、京都市方言ではハルが〈上〉をマークする形式として使用されており、形式が多く存在する分、長浜市方言のほうが細かな使い分けがなされる。

一方、第三者待遇では、八田方言と同じように対人関係表示として用いられ、形式は限られるが(-(ja)ar-・-(ja)Ns-)、八田方言・京都市方言と同様に第三者待遇標示として用いられる傾向にある。しかし、京都市方言ではハルが一律に使用されるのに対して、八田方言と長浜市方言では待遇表現形式による使い分けがなされており、第三者待遇標示の傾向の中にも異なりがみられる。長浜市方言の最大の特徴としては、対者待遇と第三者待遇における待遇表現形式の対人関係表示に大きな違いはみられず、同じように使い分けられていることが挙げられよう。

長浜市方言は、両方言と共に用いられる形式が用いられ、その使い分けにも共通点がみられる。また、運用面においても「第三者待遇偏用」の傾向はあるものの、八田方言と同様に形式の使い分けは行なわれており、京都市方言のような第三者マーカーとしては用いられていない。八田方言の記述のみ 20~30 年の隔たりがあるため断定することは避けなければならないが、以上の比較から、長浜市方言は両方言の中間的な使い分けが行なわれている方言であると考えられる。

これら 3 つの方言を並べたとき、第三者待遇に注目すると、八田方言・京都方言では、使用する待遇表現形式の減少とともに対人関係表示の機能を失い第三者標示の機能が強くなっていくことがわかる。一方、長浜市方言では第三者待遇標示の傾向がみられるものの対人関係表示の機能を失ってはいない。このことが、長浜市方言において複数の待遇表現形式が用いられる要因になっているのではないかと考えられる。

## 7. まとめ

以上、本稿では滋賀県長浜市方言の待遇表現形式の使い分けの意識に関する調査の結果をもとに分析を行なった。長浜市方言における待遇表現形式についてわかったことをまとめると以下のようになる。

- ( I ) -(r)are-や irassjar-といった標準語形式は中心部のみで使用され、農村部では使用されない。
- ( II ) 標準語形式と同様に、-(ja)har-は中心部でのみ使用され、さらに女性のみが使用する形式である。
- ( III ) -(ja)Ns-は対者待遇に比べて第三者待遇で多く使用され、中心部においても用いられる。
- ( IV ) -(ja)ar- も-(ja)Ns-と同様に対者待遇と比べると第三者待遇での使用が増加し、-(ja)ar-によって待遇される対象の範囲が広くなる。
- ( V ) -jor-は男性が第三者待遇で使用する形式である。

また、八田方言および京都市方言との比較から、長浜市方言は両方言とは異なり、対者待遇・第三者待遇ともに対人関係表示の機能を持っていることが、複数の形式を持つ一因になっていると思われることについて述べた。そして、長浜市方言の待遇表現形式の使い分けは、両方言の中間的位置に位置づけられることについて指摘した。ただし、基礎的な記述とその記述をもとにして対照を行なうことにより複数の形式が使用される要因についての結論を示したが、なぜ対人関係表示の機能を失わずに持っているのかについてまでは考察が及んでいない。このことを明らかとするため、長浜市方言の待遇表現について、より多くのインフォーマントに調査を行なうとともに、細かな社会的属性やさまざまな場面についての使い分け、自然談話データによる実態などについての詳細な分析を行なうことが必要であると考える。また、大阪方言など他の関西方言との比較・対照は行なえておらず、本稿では地理的な連続性の中で解釈されるものなのかについての深い考察は行なっていない。加えて、長浜市方言のこのような運用が言語変化の過程にあるため、複数の形式が存在するのかについても考える必要があると思われる。これらのことを見明らかにするために、今後は、他地点における詳細な記述を進め対照を行なうことや、洒落本や落語資料などの文献調査を行なうことにより考察を深めることも必要であると思われる。今後の課題としたい。

### 注

- 1) 待遇表現は従来の敬語と呼ばれてきた尊敬語・謙譲語・丁寧語だけではなく、広く話し手の配慮・顧慮を表わす他の言語形式（否定疑問形式や推量形式など）や言語表現（間接表現や婉曲表現など）、言語

行動(冗談を言う、理由を述べるなど)とそこに付随する非言語的表現を指して用いられる用語である。本稿では待遇表現という術語が指す広範な範囲を扱うものではないが、従来の敬語と呼ばれてきた言語形式だけを扱うものでもない(-jor-やゆ)。また、「敬語」という用語は、形式が持つ意味として敬意があることを前提としている。誤解を招くため、本稿では、「待遇表現」「待遇表現形式」という用語を用いる。

- 2) -rer-・-rarer-について覧(1982)では「話手と登場人物との間が非常に親密で、話手が聞き手にへりくだり感をもつ場合、自分の家族の動作にレル・ラレルをつけるのである。」と述べられている。この記述は、いわゆる身内尊敬用法という待遇表現形式の運用に関する指摘を行なったものであると思われ、覧(1982)ではこの点に注目して共通語系と呼んでいるのだろう。-rer-・-rarer-については、本稿では、覧(1982)のように運用の違いによる共通語系・非共通語系という違いは問題とはせず、単に-rer-・-rarer-として扱う。
- 3) 覧(1962)においても、音声的な面では、滋賀県方言を湖北とそれ以外の地区とに二分できると述べられているが、覧(1982)の記述を見る限りでは、アクセント面において京都方言的特徴が薄いとされているようである。
- 4) 音声表記は覧(1982)にしたがった。
- 5) 図では、今回「中心部」「農村部」とした地域が分かりやすいように、合併前の2006年の地図を用いた。
- 6) 以下、設定人物の属性について触れる際は〈 〉を用いて示す。
- 7) 以下、対者待遇・第三者待遇の結果における表中の「NR」は、インフォーマントが「来る」で表現することがないという理由により回答が引き出せなかったことを表わす。
- 8) 以下、回答例では、待遇表現形式が使用されている動詞述語のみカナで示す。また、その基底形を// 内に示す。なお、「-」は接辞境界を「=」は接語境界をそれぞれ表わす。また、[ ] 内は表における凡例を示している。
- 9) 長浜市方言における尊敬語動詞の *gozar*-は「来る」の意味でのみ用いられ、「行く」「居る」の意味では用いない。
- 10) 自身の使用する形式も農村部の人たちよりも中心部の人たちに近いという内省であった。また、筆者が2008年に行った調査では、中心部の男性で方言形をほとんど使用せず、-(r)are-および、φ *irassjar*-、-mas-を使用するという回答が得られたが、このインフォーマントも A45F08 と同様に教員をしていた経験を持っていた。今回の調査で、居住地域は異なるが、それぞれ同じ地域の他のインフォーマントに比べて待遇の高い待遇表現形式を使用する傾向がみられることが確認された。インフォーマントの細かな属性差による使用形式や運用の違いについては今後調査する必要がある。
- 11) なお、対者待遇・第三者待遇ともに地域差・性差については、筆者が収集・分析した自然談話データの分析結果においても顕著な傾向として認められる。
- 12) 八田方言については宮治(1985)の、京都市方言については辻(2009)における記述を比較対象として用いる。両方言における詳細な結果はそれぞれの先行研究を参照されたい。
- 13) -naar-は80代よりも上の世代で用いられていたが、現在はほとんど使用されないと内省であった。なお、筆者が今回とは異なる地域(農村部)で2008年に行った別の調査においても同様の結果が得られている。
- 14) 農村部では-(ja)har-は中心部での言い方である、中心部では京都の言い方であるといった内省がそれであった。
- 15) 本稿では待遇表現形式を形態素レベルで示してきたが、以下、先行研究における待遇表現形式の表記はそれぞれ宮治(1985)、辻(2009)に従う。
- 16) 血縁関係や出身により他の者と異なる運用をする者もあるが、宮治(1985)においては特異な運用として個別に説明がなされている。そのため本稿ではそれらのインフォーマントによる使い分けは八田方言の待遇表現運用には含めずに考える。
- 17) 辻(2009)では、面接調査および自然談話資料の結果をもとに若年層から高年層の女性話者および男性話者について述べられている。本稿では面接調査による結果しか扱っていないこと、辻(2009)で対象としているインフォーマントと本稿で対象としたインフォーマントがほぼ同年代になることから、中年層女性話者の面接調査による結果をもとに京都市方言における待遇表現形式の使い分けについてまとめる。

## 参考文献

- 井之口有一 (1951) 「滋賀県言語生活実態調査と対策—滋賀県方言調査稿 1—」『滋賀県立短期大学雑誌 B』 1, pp.1-23, 滋賀県立短期大学学芸部.
- (1954) 「滋賀県における敬語調査 1」『滋賀県立短期大学雑誌 B』 5, pp.45-67, 滋賀県立短期大学学芸部.
- 井之口有一・福山隆士 (1952) 「滋賀県の方言調査 1」『滋賀県立短期大学雑誌 B』 1, pp.71-118, 滋賀県立短期大学学芸部.
- 奥村三雄 (1961) 「方言の実態と共通語化の問題点—京都・滋賀・福井—」東条操監修・遠藤嘉基他編『方言学講座 3』 pp.159-217, 東京堂出版.
- 筧大城 (1962) 「滋賀県方言」 楠垣実編『近畿方言の総合的研究』 pp.-, 三省堂.
- (1982) 「滋賀県の方言」 飯豊毅一他編『講座方言学 7 近畿地方の方言』 pp.55-86, 国書刊行会.
- 辻加代子 (2009) 『「ハル」 敬語考—京都語の社会言語史—』 ひつじ書房.
- 宮治弘明 (1985) 「滋賀県甲賀郡水口町八田方言における待遇表現の実態—動作の主体に対する表現をめぐって—」『語文』 46, pp.33-49, 大阪大学国語国文学会.
- (1987) 「近畿方言における待遇表現運用上の一特質」『国語学』 151, pp.38-56, 国語学会.